

航空機騒音区域の住宅防音工事の限度額が改定されます

成田空港の更なる機能強化により、令和2年4月から、喜多地区の一部(主に佐野・東佐野・東台)、林(五反田を含む)地区、水戸(千田を含む)地区、船越地区および牛尾地区がNAAの住宅防音工事の対象となっています。

4月1日から、住宅防音工事の**限度額が下記のとおり改定**されます。

【NAA住宅防音工事助成金限度額】 ※工法はお住まいの地域により異なります。

工法	工事の内容	世帯人数	現行	変更後
B工法	窓や玄関の防音性能の向上 エアコンと室内換気扇の設置 壁・天井に防音材の設置	1人	490万円	590万円
		2人	660万円	760万円
		3人	830万円	960万円
		4人以上	1,000万円	1,150万円
C工法	エアコンと室内換気扇の設置 壁・天井に防音材の設置	1人	235万円	290万円
		2人	350万円	410万円
		3人	465万円	540万円
		4人以上	575万円	670万円

【防音工事の手続きの流れ】

- ①町窓口で認定申請
- ②NAAによる現地調査、認定
- ③設計業者へ依頼
 - ・設計および施工監理
 - ・NAAへの助成金交付申請
- ④交付決定後 工事業者と契約

○住宅防音工事の助成額は、助成金交付申請の際に設計された額に対して、上記限度額の範囲内で交付されます。

また、設計会社への費用も上記限度額とは別に助成され、設計額が限度額内であれば費用はかかりません。

○設計額が限度額を超えた場合や住宅防音工事以外の工事は、自己負担となります。

○NAAの住宅防音工事と併せて、成田空港周辺地域共生財団による住宅防音工事が受けられます。

○未申請の方は多古町役場で認定申請を受け付けています。

詳しくは、お問い合わせください。

お問合せ●空港まちづくり課空港地域振興係 ☎ 76-5408

森林をお持ちの方へ

伐採造林届の添付書類は提出が義務化されています！

森林(※)を伐採するときは、**事前に伐採造林届の提出が必要**です。伐採する30日前までに町へ提出ください。

また、**添付書類も提出が義務化**されていますので、併せてご提出ください。

※多古町地域森林計画の対象となっている森林。伐採する場所が対象となっているかは、「千葉県情報マップ」をご覧ください(自宅の裏山も対象になっている場合があります)。



添付書類	具体的な内容
①森林の位置図・区域図	届出対象の森林の位置や伐採区域が分かる図面(縮尺は任意です)
②届出者の確認書類	個人●氏名・住所が分かる書類(マイナンバーカードなど)の写し 法人●法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類 ※法人ではない団体の場合は、代表者の氏名や規約、その他当該団体の組織および運営に関する定めを記載した書類
③他法令の許認可関係書類(該当する場合のみ)	届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況が分かる書類(許認可後の場合は許可書の写しなど)
④土地の登記事項証明書など	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど、届出者に土地所有権または造林権原があることが分かる書類
⑤伐採の権原関係書類(届出者が土地所有者ではない場合)	立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することが分かる書類
⑥隣接森林との境界関係書類	伐採区域に関し、隣接森林所有者との境界確認状況が分かる書類 ※以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。 ①単木的な伐採など境界に隣接しない場合 ②境界杭などにより境界が明らかな場合 ③誓約書などの提出により、伐採開始前までに境界確認を実施することを明らかにした場合

詳しくは町ホームページをご覧ください。

お問合せ●産業経済課農業振興係 ☎ 76-5404



町ホームページ



千葉情報マップ

高校生、大学生などの医療費を全額助成します！



高校生・大学生(22歳まで)などが病院で診療を受けたときや保険薬局で薬を受け取ったときなど、窓口でお支払いした医療費の自己負担分を全額助成します。

※保険対象外の医療費(健康診断、予防接種など)は、助成の対象になりません。

ご利用には、登録が必要です！

- ・お子さんが4月から高校生になった場合、または現在高校生、大学生などで登録がお済みでない場合は、子育て支援課窓口で申請してください。登録後、高校生には受給券を発行します。
- ・高校生のときに登録し、4月から大学や専門学校などに進学された場合、変更の手続きが必要です。学生証を持参の上、子育て支援課窓口で手続きをしてください。

医療費助成の申請の流れ

- ①高校生
受給券を医療機関に提示し、窓口負担なし。
- ②大学生
医療機関を受診後、領収証(原本)を持参の上、子育て支援課窓口で申請をしてください。

助成対象者や申請書類、添付書類など詳しくはこちら



お問合せ●子育て支援課こども係 ☎ 76-5412

～あなたが創る“地方の時代”～

多古町魅力活力にぎわい創出支援事業補助金

町内で創業や事業承継をする事業者(個人・法人)に対し、事業開始に要する費用の一部を最大250万円補助します。

最大 250万円

すでに町外で事業を営んでいて、町内で新たに事業所を設置する場合などでも対象になります。

補助対象経費

補助対象経費の例		上限額
会社設立費用	・司法書士や行政書士など専門家への報酬	20万円
設備費用	・機械装置や工具器具備品の調達費用など(原則リース・レンタルでの調達)	50万円
工事費用	・事務所や店舗の工事	50万円 (空き店舗を活用する場合は100万円)
賃借料	・店舗の賃借料	月額5万円 (通算12カ月を限度とする)
広告宣伝費	・パンフレット印刷費用 ・看板の制作費用	20万円

補助率はすべて2分の1以内です。

対象要件や必要書類など詳しくは町ホームページをご覧ください。

お問合せ●産業経済課経済振興係 ☎ 76-5404



申請書など詳しくはこちら